

府 政 防 第 8 1 2 号
消 防 災 第 1 1 8 号
総 行 公 第 8 2 号
平 成 3 0 年 6 月 2 7 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

消 防 庁 次 長

総務省自治行政局公務員部長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律による災害対策基本法の一部改正について

本日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号。以下「第8次地方分権一括法」という。）が公布され、同法による災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部を改正する規定が施行されました。

貴職におかれましては、下記の事項に御留意の上、今後の防災対策の推進に万全を期するとともに、貴都道府県内の市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中の条文番号は特に断りがない限り、第8次地方分権一括法による改正後の災害対策基本法（以下「法」という。）のものであります。

記

第一 改正の趣旨

平成28年熊本地震においては、九州地方知事会による調整の下、発災直後から、都道府県と区域内の市町村が一体となって被災市町村に対する応援を実施することにより、避難所の運営や罹災証明書の交付事務等に関し、短期集中的に多くの応援職員を動員することができた。

一方、都道府県が区域内の市町村と一体となって被災市町村に対する応援を実施するため、区域内の市町村に応援職員の派遣を求めた際に、その法的根拠に関する問い合わせが寄せられる等、迅速かつ円滑な応援職員の派遣に支障が生じた事例も見受けられた。

こうした課題を踏まえ、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、大規模災害発生時に、応援職員の派遣要請を受けた都道府県が、区域内の市町村に対し応援を求めることができるよう法的に明確化することを求める提案がなされたこと等から、大規模災害発生時の地方公共団体間の広域応援体制の強化を図るため、必要な措置を講ずるものである。

第二 改正の内容

1. 都道府県知事による応援の要求（法第74条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、法第72条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による要求のみによっては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（以下「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができるものとした（法第74条の2第1項）。
- (2) 法第74条の2第1項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めることができるものとした（法第74条の2第2項）。
- (3) 法第74条の2第1項及び第2項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受

- ける市町村長の指揮の下に行動するものとし（法第74条の2第3項）、当該応援に要する費用については、法第91条に基づき、災害応急対策の実施の責めに任ずる者である当該応援を受けた市町村が負担する。
- （4）法第74条の2第1項の「第72条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるとき」とは、災害の規模等に照らし、法第72条第1項の指示又は同条第2項の要求を行おうにも適当な相手方が見つからない場合や、仮に指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、同一都道府県内の市町村の市町村長への応援の指示又は要求のみによっては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策が円滑に実施されないと都道府県知事が判断する場合を想定している。
- （5）法第74条の2第2項の「災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるとき」とは、災害の規模等に照らし、同条第1項の規定による要求を受けた都道府県知事による応援のみでは不十分な場合や、当該都道府県の区域内の市町村の持つ知見等を活用した方が災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われると考えられる場合を想定している。

2. 施行期日

第8次地方分権一括法による災害対策基本法の一部を改正する規定の施行期日は、第8次分権一括法の公布の日（平成30年6月27日）である。

第三 その他

法第74条の2第1項及び第2項の規定による都道府県知事の要求に係る応援は、他の法令又は応援協定等に基づく地方公共団体間の応援を妨げるものではないので、念のため申し添える。

以 上